

地方創生の拠点として期待される「道の駅」①

～整備概況と国の認定・支援制度について～

木村 俊文

「道の駅」は、道路利用者の休憩施設として生まれたものであるが、最近では「まち」の特産物や観光資源を生かして「ひと」を呼び込み、地域に「しごと」を生み出す中核的な存在となる可能性が高いことから、「地方創生」の拠点としても注目を集めている。

そこで、地方創生の観点から地域社会における道の駅のあり方を考えてみたい。今回は、道の駅の整備状況を概観した上で、地方創生の核となるよう道の駅の機能強化を図る国土交通省の取組みを整理する。

登録数は全国で1,093ヶ所

道の駅は、「地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場」を基本コンセプトとし、①24時間無料で利用できる駐車場やトイレなどの「休憩機能」、②道路情報や観光情報、緊急医療情報などを提供する「情報発信機能」、③直売所や観光レクリエーション施設などの地域振興施設をきっかけに町と町とが手を結びあう「地域

の連携機能」の3つの基本機能を備えた道路施設として、国土交通省（制度開始時は建設省）により1993年4月から登録が始まった。

登録数は初年度の93年に113ヶ所だったが、99年に累計500ヶ所、2013年に同1,000ヶ所に達し、今では全国で1,093ヶ所（16年5月10日現在）に広がっている。1都道府県あたりの登録数は23ヶ所であるが、最も少ないのは東京都（1ヶ所）、最も多いのは北海道（117ヶ所）となっている（図表1）。

道の駅は、主に地方の国道や主要地方道など幹線道路から整備が始まったことや駐車場用地としてまとまった広さの敷地を必要とすることなどから、地方に多く、大都市周辺には少ない状況になっている。

道の駅の整備方法には、市町村が地域振興施設を整備し、国や県等の道路管理者が休憩施設・トイレ・情報提供施設を整備する「一体型」（610ヶ所、55.8%）のほか、全体を市町村が整備する「単独型」（483ヶ所、44.2%）の2種類がある。

国土交通省に「道の駅」として登録されると、設置者である市町村は商標登録されている「道の駅」の名称やトレードマークを使用することができるほか、道路標識や市販地図にも名称が明記されるといったメリットがある。

求められる多様な機能

国土交通省では、冒頭で紹介した「休

図表1 「道の駅」の地域別登録数

北海道		石川		岡山	
117	24	15	16	19	16
青森	27	福井	15	広島	19
岩手	31	山梨	20	山口	23
宮城	13	長野	43	徳島	15
秋田	31	岐阜	55	香川	18
山形	19	静岡	23	愛媛	28
福島	29	愛知	16	高知	23
茨城	13	三重	17	福岡	16
栃木	24	滋賀	20	佐賀	8
群馬	31	京都	17	長崎	11
埼玉	19	大阪	8	熊本	30
千葉	27	兵庫	33	大分	24
東京	1	奈良	13	宮崎	17
神奈川	3	和歌山	32	鹿児島	21
新潟	38	鳥取	15	沖縄	8
富山	14	島根	28	合計	1,093

（資料）国土交通省「道の駅」関連サイトより作成 （注）2016年5月10日現在。

憩」「情報発信」「地域連携」の3つの基本機能のほかに、人口減少社会で地域の活力をいかに維持するかといった地方創生の課題に対処するために、道の駅の機能強化として次の6つを掲げている。

a) インバウンド観光の促進

増加傾向が続いている外国人旅行者に対して、多言語対応や免税店機能を付加するほか、無料公衆無線 LAN、海外発行カードに対応した ATM などのサービス提供を行う。

b) 地域の観光総合案内

宿泊予約や観光施設の手配、広域的な周遊観光ルートの案内など、旅のコーディネートを一ストップで提供する。

c) 地方移住等促進

空き家や就職に関する情報提供と相談窓口、暮らし体験ツアーの開催など都市から地方への移住促進のほか、ふるさと納税の情報提供などを行う。

d) 特産品を活かした地域振興

地元の農林水産物を活用する6次産業化のための加工所や直売所を設けて、雇用機会を創出するなど地域活性化を図る。

e) 地域福祉向上

中山間地域等において、医療・福祉、買い物等の日常サービス機能を維持し、コミュニティバスなど地域公共交通ネッ

トワークとの連携で「小さな拠点」を形成するほか、高齢者への宅配サービスや高齢者住宅との連携も図る。

f) 防災対策

発電設備、備蓄倉庫、ヘリポートなどを備えることにより、防災インフラとしての機能を強化する。実際に新潟中越沖地震（04年10月）や東日本大震災（11年3月）、最近の熊本地震（16年4月）では、緊急避難者の受入れや物資集配、食料提供などの拠点として道の駅が活躍した。

地方創生の拠点となるモデルの選定

国土交通省では、14年度から各省庁と連携して、地方創生の拠点となる優れた取組みを選定し、重点的に支援する「重点『道の駅』制度」を実施している。この選定の際にポイントとなるが前述した6つの機能である。

この制度に基づく14年度の選定数は、①特に優れた機能を継続的に発揮している「全国モデル『道の駅』」が6ヶ所、②今後の重点支援で効果的な取組みが期待できる「重点『道の駅』」が35ヶ所、③企画の具現化に向けて今後の取組みが期待される「重点『道の駅』候補」が49ヶ所となった（図表2）。さらに15年度には、「重点『道の駅』」に38ヶ所が追加登録された。

「重点『道の駅』」に38ヶ所が追加登録された。

今後も設置者からの応募を受け国の重点支援を受けることができる道の駅が増えることから、地方創生の拠点としての役割を強めることになるとみられる。

今回は、具体的な取組み事例を紹介することとしたい。

図表2 重点「道の駅」制度の概要

	全国モデル「道の駅」	重点「道の駅」	重点「道の駅」候補
選定者	国土交通大臣	国土交通大臣	地方整備局長等
要件	設置から一定年数（10年以上）	既存設置（企画段階も可）	企画段階
選定ポイント	地域活性化の拠点として、特に優れた機能を継続的に発揮していると認められるもの	地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できるもの	地域活性化の拠点となる企画の具体化に向け、地域での意欲的な取組が期待できるもの
支援内容	全国的なモデルとして成果を広く周知するとともに、さらなる機能発揮を重点支援	取組を広く周知するとともに、取組の実現に向けて、関係機関が連携し、重点支援	関係機関が連携し、企画検討等を支援
選定数	14年度	6	73
	15年度	6	35
		-	38
			49
			49
			-

（資料）図表1に同じ